

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 6 節 その他の特例 <u>第 41 条の 19 の 2 (既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除) 関係</u> <u>第 41 条の 19 の 2 (既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除) 関係</u> <u>(適用年分)</u> <u>41 の 19 の 2－1 措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除」の適用年分は、耐震改修が完了した日（平成 18 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 464 号に定める別表「住宅耐震改修証明申請書」における「上記家屋に係る耐震改修が完了した日」）の属する年分となることに留意する。</u> <u>(住民票の写し)</u> <u>41 の 19 の 2－2 措置法規則第 19 条の 11 の 2 第 6 項第 3 号に掲げる「その者の住民票の写し」は、措置法第 41 条の 19 の 2 の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることに留意する。</u>	〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 6 節 その他の特例 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)